

一而して對藝を傳傳りて今も族さるゝや
先年領主の百より城下へ出に對法をい
こりりりりとそ

同元慶八年八月二十八日条下出羽国百
姓課並不課一千九百三十九人下符民部
省除并大帳云々

お文を考りには事又穀さるゝさるゝと見
へりお文他法の事と云ふは國書之

同仁和元年二月十五日諸国非業博士醫
師以四年為秩限但出羽大宰府管内諸国

五年為秩限云々

非業博士未考醫師はお通從七位下唐名
司醫秩いつむと刑されを秩限ハ秩年乃
限といふ公もや案内ハくふのうちと刑を

一板安山

清川の赤赤點貝此色にあり言上川をせしめ
る苗の方より常に人の形山より何れを月
大者の形ハ形強さるゝりゆへにけ山を及と
も土人等を板安山といふ立言は大中時板
といふる所より點貝へ出山城なりと云ふ